

上越市地域クラブ活動整備方針【概要版】

1

策定の趣旨

- 学校の部活動が少子化等の影響により、現状の体制で維持していくことが困難な状況にあり、地域で子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境(地域クラブ活動)の整備が求められている。
- 本方針は当市の地域クラブ活動の整備に関する基本に置く考え方や、取組の方向等を示すものである。

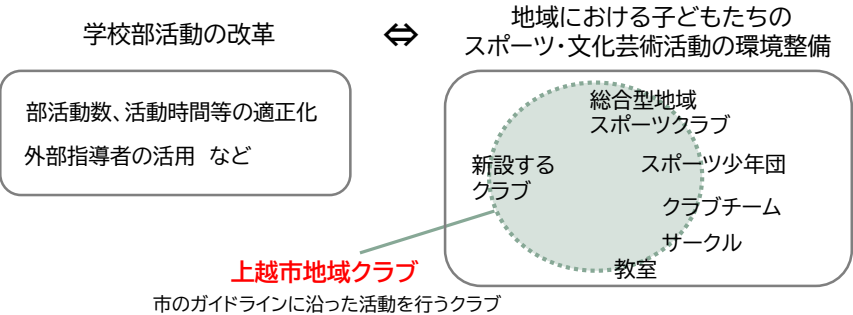
2

地域クラブ活動の位置づけ

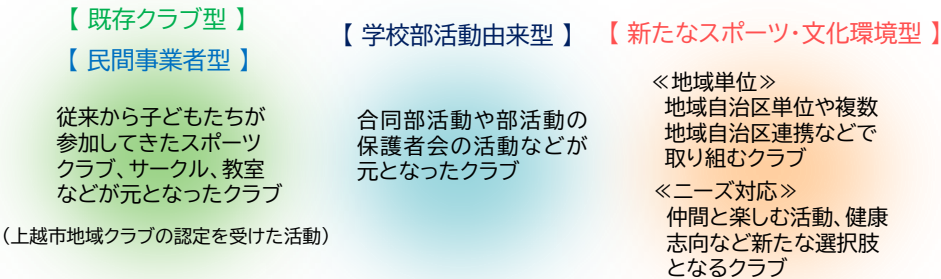
- 当市の地域クラブ活動は、行政が中学生を対象に新たなクラブを創設するものではない。
- 既存の地域のクラブやサークルの活動を基盤としたクラブ、学校の部活動の保護者や関係者が主導で設立するクラブ、多様な志向や地域特性を反映して新たに立ち上げられるクラブなど、様々な成り立ちのクラブ活動である。
- 主な対象は中学生であるが、生涯スポーツや生涯学習の観点から、中学生以外の世代と共同で行う活動も含まれる。
- 上越市地域クラブ活動ガイドラインに沿った活動を行う団体を「上越市地域クラブ」として認定し、適正な運営の推進を図り、子どもたちの安全安心の向上と保護者の安心感につなげる。
- 広く団体を募集し、子どもたちと多様な活動とのマッチングを図り、地域のスポーツ・文化芸術活動の振興につなげる。

地域展開（地域移行）に関する市の考え方

二つの取組を関係者の連携により推進



上越市地域クラブのパターンイメージ



3

「休日」と「平日」の進め方

- まずは休日の地域クラブ活動の整備を推進していく。（令和8年度から休日の部活動は行わない）
- 平日は休日の取組の進捗状況等を検証しながら、できるところから取り組む。
- 当面は平日の部活動と地域クラブ活動が併存する。

上越市地域クラブ活動ガイドラインとは？

市の地域クラブ活動の主たる対象である中学生の活動を想定し、その適正な運営や活動の在り方を示すもの
本ガイドラインは、国や県の方針・ガイドライン等の見直しや、市の地域クラブ活動の状況により、適宜必要な見直しを行う

上越市地域クラブ活動の在り方

地域クラブ活動においては、スポーツ・文化芸術活動の価値を脅かす暴力、暴言、ハラスメントなどの不適切行為を排除し、学校等と連携して、適切な休養日を設けるなど、子どもたちや関係者が安心して気持ちよく参加したり支えたりする、一人一人のウェルビーイングを高める活動を行うものとする

上越市地域クラブ活動ガイドライン point

3 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

- 運営団体は地域クラブ活動が適切に行われるよう実施主体を統括する。上越市では、上越市スポーツ協会、上越SCネット及び(仮称)文化芸術団体を運営団体として位置づける
- 実施主体は地域クラブ活動を実際に行う団体であり、クラブ運営を担い、直接的な指導を行う
- 実施主体は、いずれかの運営団体に加盟する
- 実施主体は、例えば、年間の活動計画及び毎月の活動計画を生徒や保護者等に公表する
- 運営団体・実施主体は、地域クラブ活動の実施に当たって、体罰・暴言・ハラスメントを根絶する
- 指導者はプレーヤーの立場に立った指導をする
- 休日のみ活動する実施主体(団体)は、原則として土日のどちらか1日の休養日を設定する
- 平日も活動する実施主体(団体)は、週当たり2日以上、休日は1日以上以上の休養日を設定する
- 1日の活動時間は平日2時間程度、休日は原則3時間程度とする
- 費用は原則、受益者負担とする
- 運営団体・実施主体は、公正かつ適切な会計処理を行い、情報開示を適切に行う
- 運営団体・実施主体は、指導者や生徒への傷害保険、賠償責任保険への加入を義務づける

4 学校との連携

- 地域クラブ活動でも学校部活動の教育的意義を継承、発展させ、学校、家庭、地域の連携・協働の下、教育的意義を一層高めていく
- 地域クラブ活動と学校部活動の間で、共通理解や情報共有を綿密に行うことが望ましい

5 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

- 大会等に地域クラブ活動として出場する際の引率は、実施主体の指導者等が行う
- 実施主体の指導者等は、大会等の情報や生徒の参加状況等を当該校長に事前、当日ともに連絡する

上越市地域クラブ認定制度とは？

市のガイドラインに沿った活動を行うクラブを「上越市地域クラブ」として認定し、地域クラブ活動に参加する中学生の安全安心な環境づくりや保護者の安心感の担保を図る

認定したクラブを市ホームページや広報上越等で紹介・案内していくことにより、子どもたちとのマッチングを図り、多様なスポーツ・文化芸術活動の振興につなげる

認定クラブへの支援

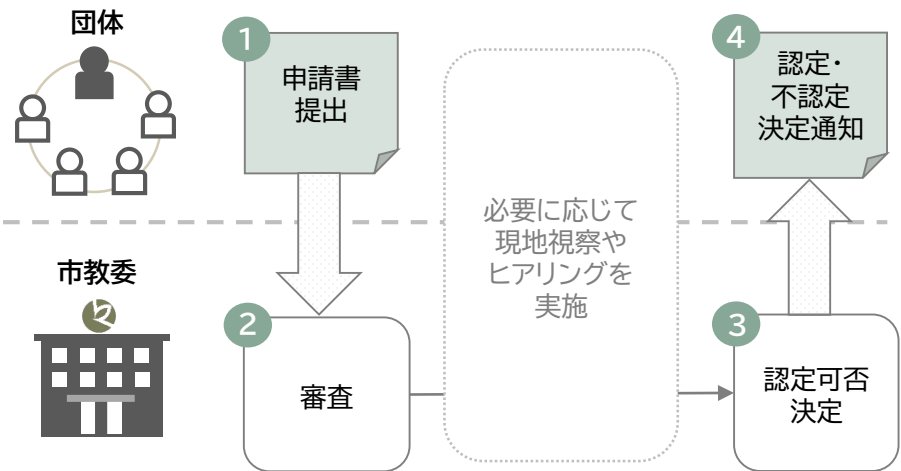
- 広報活動の支援（認定クラブの活動紹介や募集案内等を市ホームページや広報上越、地域クラブ活動ニュースレター等に掲載）
- 地域クラブ活動の持続可能な運営に資する支援、制度設計・運用等の実施（例：指導者バンクの整備、指導者講習会の開催 など）

認定要件

- ① 市のガイドラインを遵守した活動を実施する
- ② 対象は市内の中学生である（中学生以外の世代と一緒にでも可）
- ③ 活動拠点は市内である
- ④ 低廉な会費等の設定、年間収支予算を編成している
- ⑤ 営利目的を主とした運営ではない
- ⑥ いずれかの運営団体に加盟している
- ⑦ 複数の役員や指導者が運営している
- ⑧ 規約または会則等を作成している
- ⑨ 生徒の在籍校と必要に応じて情報共有を行う
- ⑩ 子どもの立場に立った、人権を尊重した活動を行う
- ⑪ 市教委が主催する指導者研修を受講した役員または指導者が運営に加わる

認定の手順

上越市地域クラブ活動認定申請書（様式1）に必要書類を添付して市教委（地域クラブ活動推進室）へ提出



認定期間

認定は年度単位で決定する（毎年度、認定申請の手続きが必要）